

習志野市情報公開条例の一部を改正する条例(案)について

1. 習志野市情報公開条例の一部改正について

現行の習志野市情報公開条例(以下「条例」という。)においては、情報公開請求の対象を「公文書」としており、「公文書」には、電磁的記録(いわゆる電子データ)を含んでおりません。

この度、情報通信の技術発展状況に鑑み、「公文書」の定義に電磁的記録を含み、情報公開請求の対象となるよう改正を行います。また、この改正に合わせ、請求書の形式的不備についての補正に係る改正を行う予定です。

2. 改正を行う項目

- (1)「公文書」の定義に、電磁的記録を追加
- (2)情報公開請求書の形式的不備についての補正の求めに係る規定と補正のために要した期間を決定期間に算入しない旨の規定を追加

3. 改正を行う項目についての説明

- (1)「公文書」の定義に、電磁的記録を追加

情報通信の技術発展及び業務における情報システムの導入に伴い、業務遂行のために組織的に用いる電磁的記録が増大していることに鑑み、情報公開請求の対象となる「公文書」の定義に電磁的記録を含むよう改正を行います。

- (2)情報公開請求書の形式的不備についての補正の求めに係る規定と補正のために要した期間を決定期間に算入しない旨の規定を追加

条例に基づき、情報公開請求が行われた際に、その請求書の記載事項に形式的な不備がある場合、実施機関は請求者に対して、相当の期間を定めてその補正を求めることができる旨の規定を追加します。

また、その補正に要した期間を、請求を受けてから決定を行うまでの期間(原則14日以内)に算入しないこととする規定を追加します。

これらの内容は、これまでも制度の運用において同様の取扱いをしていたものですが、この度、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に準じて条例に条文を定めることで、その取扱いを明確にするものです。

更に、実施機関が補正を求める際には、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努める旨の規定も合わせて整備します。

参考資料

- (1)現行 習志野市情報公開条例
- (2)行政機関の保有する情報の公開に関する法律(抜粋)